

第4回会合におけるプレゼンテーションに対する追加質問等について
(社団法人テレコムサービス協会)

平成18年3月28日

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」第4回追加質問一覧表

社団法人テレコムサービス協会

質 問	回 答
<p>(1)資料3の4頁「IP化に向けた市場監視能力の向上」の中で、「総務省における市場監視のための組織規模の量的、質的拡大」が必要であるとされています。席上、不公正取引と思われる報告事例について証拠の確保が困難である等のご指摘がありましたが、こうした状況を踏まえ、行政の監視機能強化の観点からどのような改善策を講じることが可能かについてご教示ください。</p>	<p>IP化の進展に伴い、取引上の問題は、ネットワーク単一層から、より上位層を含む垂直方向に拡大するものと思われます。したがって電気通信事業法の枠組みを超えた公正競争の在り方について、一元的な監視機能が果たせる組織や運営の在り方についてご検討いただきたいと考えます。</p> <p>また、市場における事業構造やサービス形態は、IP化の進展に伴って様々に変化・進化して行くことが想定されます。市場監視を通じて得られる課題や問題を、できる限り速やかに公正競争ルールの見直しに反映する機能が、監視の実効性の観点から極めて重要であると考えます。</p> <p>市場監視機能の在り方としては、一般消費者の苦情相談窓口と同様に、事業者からの不公正取引に関わる相談及び情報に、簡便かつ迅速に対応できる組織・機能であるべきと考えます。</p> <p>事業者間においては証拠の確保が困難であることなどを考慮し、場合によっては行政において、当該事業者に対する情報開示要求による事実確認や、仮に証拠が確保できなくても、複数の同類の報告がある場合などは、当該事業者に対し注意喚起を行うなどの活動が考えられます。</p> <p>このように、平素、行政がしっかりと市場を監視しているという牽制機能が働くよう対応されるべきであると考えます。</p>